

# 居宅療養管理指導について（掲示事項）

令和7年11月1日現在

1. 当薬局は、介護保険制度の「居宅療養管理指導」指定医療機関です。  
「居宅療養管理指導」とは、介護保険制度において、要支援もしくは要介護の認定を受けられた方で通院が困難な方に対し、薬剤師が医師の指示によりご自宅（居宅）におもむき、指導を行うものです。  
具体的には次のことを行います。
  - (1) 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
  - (2) サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。
  - (3) その他療養上の必要な事項についての指導・助言などを行います。

## 2. 開局時間

開 局 日		月～土曜
開 局 時 間	月～金曜	9時～18時（火・木曜9時～13時）
	土曜	9時～13時

## 3. 職員体制

管理者（薬剤師）1名      薬剤師 2名      その他 2名

## 4. 利用料について

- (1) 『居宅療養管理指導』の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬の告示上の額とする）によるものとする。
- (2) 「居宅療養管理指導」に係る交通費については、実費をいただくことがあります。

## 5. 苦情相談窓口など

居宅療養管理指導、その他介護サービスについて質問、ご要望がございましたら、お申し出下さい

〔当薬局の事業者名など〕

介護保険事業所番号	2040249134
事業所名	クローバー薬局 庄内店
所在地	長野県松本市庄内2丁目2番27号
電話番号	0263-28-5971
緊急時連絡電話	0263-28-5971
代表者氏名	赤羽 章